

(証券コード 9334)  
(発送日) 2025年1月15日  
(電子提供措置の開始日) 2025年1月8日

株主各位

東京都千代田区外神田二丁目15番12号  
株式会社アイビスホールディングス  
代表取締役 永江 榮司

## **第5期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第5期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ibisholdings.co.jp/>

また、上記のほか東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイビスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9334」（半角）と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」と順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」からご確認ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、修正内容を掲載させていただきます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年1月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市東区泉二丁目27番14号  
関電不動産高岳ビル 3F 株式会社アイビスホールディングス名古屋本部  
会議室
3. 目的事項

### 報告事項

第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類の承認  
の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報  
酬決定の件
- 第4号議案 無償ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社アイビスホールディングス  
代表取締役 永江 榮司

### 2. 議案及び参考事項

**第1号議案 第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類の承認の件**  
会社法第438条第2項に基づき、当社第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、添付書類15頁から23頁までに記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第5期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
永江 榮司 (1949年4月2日)	1971年4月 積水ハウス株式会社 入社 2012年5月 株式会社永伸 設立 代表取締役 2020年7月 株式会社旺司ライフワーク設立 代表取締役（現任） 10月 当社設立 代表取締役（現任）	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2020年10月の当社設立以来、代表取締役としてアイビスグループ全般を統括し、様々な経営課題に取り組んできております。今後も代表取締役として強いリーダーシップが期待できると判断したことから引き続き取締役候補者としていたしました。		
加藤 咲江 (1976年7月7日)	1998年4月 株式会社ジュニア 入社 2001年4月 株式会社ポイント（現株式会社 アダストリア） 入社 2006年11月 ニシキ工業株式会社 入社 2015年6月 株式会社サニープレイス 入社 2017年7月 株式会社 KUSUGURU JAPAN 常務取締役 2018年12月 株式会社花大和（現株式会社 IBIS 東海）設立 代表取締役（現任） 2021年2月 株式会社 ICS 名古屋設立 代表取締役	0株

	<p>9月 当社 取締役（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社関東IBIS設立 代表取締役（現任）</p> <p>2024年10月 株式会社九州IBIS設立 代表取締役（現任）</p>	
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>主要子会社の株式会社IBIS東海の設立以来、同社の代表取締役として障害福祉サービス事業を統括し、アイビスグループの企業価値向上に貢献してまいりました。今後も当社グループの事業全般を展開するにあたり、強いリーダーシップが期待できると判断したことから引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
<p>猪田 寛生 (1975年7月8日)</p>	<p>1998年4月 野村証券株式会社入社</p> <p>2018年10月 カーボンファイバーリサイクル工業株式会社入社 経営企画部長</p> <p>2021年4月 株式会社IBIS東海入社 管理部長</p> <p>9月 当社 取締役 管理部長（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社ICS名古屋 取締役</p> <p>9月 株式会社HUGアイビス 取締役（現任）</p>	<p>0株</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>当社の取締役就任以来、アイビスグループの管理体制を構築し、様々な経営課題に取り組んできております。これまでの経験と実績等から、今後もさらなる管理体制強化の観点でリーダーシップが期待できると判断したことから引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
<p>坂井 朗 (1975年10月30日)</p>	<p>2000年4月 株式会社ビジネスブレイン太田 昭和入社</p> <p>2006年1月 株式会社ゼットン入社 財務経理部長</p> <p>2007年6月 同社 執行役員 管理副本部長 兼 財務経理部長</p> <p>2008年3月 同社 執行役員 管理本部長</p> <p>5月 同社 取締役 管理本部長</p> <p>2014年6月 同社 常務取締役 管理本部長</p> <p>2016年3月 同社 取締役副社長 管理本部長 株式会社Lcode COO（現任）</p> <p>9月 株式会社トリート 代表取締役（現任）</p> <p>2021年9月 株式会社El Dorado 取締役（現任） 合同会社グラン 代表社員（現任）</p>	<p>0株</p>

当社 取締役（現任）	
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>事業会社における取締役の経験と幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担い、事業全般についての助言も受けており、今後も経営の監督とチェック機能を担うことが期待できると判断したことから引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 坂井朗氏は社外取締役候補者であります。
3. 坂井朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヵ月となります。
4. 当社は、坂井朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第1期定時株主総会において、年額80百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、年額160百万円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は10.01%とその希釈率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。対象取締役に對してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

#### （1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上

限は、900 個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金 1,300 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することが

できる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

**第4号議案 無償ストック・オプションとして新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとして下記の内容の新株予約権を無償で発行したい旨および、当社の取締役との間で引受契約を締結したい旨につき、ならびに、各取締役に対する具体的な付与数（付与数が0個の場合も含む）は取締役会の決定によることとしたい旨につき、承認をお願いするものであります。

第1. 新株予約権を引受ける者の募集を必要とするものの理由

当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人又は社外協力者に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

第2. 第1回新株予約権の募集事項

本新株予約権の名称、割当日、払込期日、募集の方法、本新株予約権の目的である株式の種類及び数、本新株予約権の総数、各本新株予約権の払込金額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、行使価額の調整、本新株予約権を行使することができる期間、その他の本新株予約権の行使の条件、本新株予約権の取得、本新株予約権の譲渡、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、本新株予約権の行使請求の方法、組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い、新株予約権証券の不発行、本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め、本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由、その他の事項及び本新株予約権発行に関し必要な事項を当社代表取締役社長に一任することについては、別紙「株式会社アイビスホールディングス第1回新株予約権発行要項」のとおり。

以上

(添付書類)

# 事業報告

第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい経済活動の制限が徐々に緩和される等、経済活動が正常化していく動きが見られました。一方で、ウクライナやイスラエル、東アジア地域等世界各地での緊張状態の拡大とともに、エネルギーを中心とした物価上昇等により、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援 B 型事業及び施設外作業所事業において、2024 年 4 月に 3 年に一度の報酬改訂があり、当事業への影響を見極めながら、事業を進めてまいりました。全体的には報酬単価や加算は当社グループにプラスに寄与する結果となり、報酬改訂以降も売上高は堅調に推移しており、前期までと同様、新規出店に伴う人件費、設備投資、地代家賃等の諸経費が先行して発生することとなりました。また、当社においては、施設外作業所事業を行う子会社である株式会社 HUG アイビスが債務超過となったため、子会社株式評価損 9,899 千円および貸倒引当金繰入額 63,190 千円を計上しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 154,390 千円（前期比 34.7%増）、営業利益は 40,589 千円（前期比 138.4%増）、経常利益は 46,762 千円（前期比 123.7%増）、当期純損失は 36,319 千円（前年同期は当期純利益 15,574 千円）となりました。

#### ② 資金調達の状況

当事業年度において、当面の運転資金の確保を目的として、子会社である株式会社 IBIS 東海より 30,000 千円を借入れ、金融機関 3 行より合計 90,000 千円を借り入れ、それぞれ実行致しました。

#### ③ 設備投資等の状況

当事業年度において、実施しました設備投資額は 52,422 千円で、その主な内容は、不動産物件の取得、車両運搬具の取得、当社グループが運営する就労継続支援 B 型及び施設外作業所の新規出店に伴う内装工事等であります。

#### ④ 重要な組織再編等の状況

当事業年度において、次の子会社及び関連会社の異動がありました。

子会社新規	1 社	(社名) 株式会社九州 IBIS	2024 年 10 月 16 日全株式取得
子会社除外	1 社	(社名) 株式会社 ICS 名古屋	2024 年 4 月 30 日全株式売却

関連会社新規 1社 (社名) 株式会社スマイルライフ 2024年5月1日 44.4%株式  
取得

(2) 財産及び損益の状況

区分	第2期 (2021年10月期)	第3期 (2022年10月期)	第4期 (2023年10月期)	第5期 (当事業年度) (2024年10月期)
売上高 (千円)	18,700	77,000	114,630	154,390
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△9,482	8,397	20,904	46,762
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	416	6,696	15,574	△36,319
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	0.46	7.45	17.32	△40.40
総資産 (千円)	134,752	112,518	141,595	224,820
純資産 (千円)	91,197	97,492	113,066	76,747
1株当たり純資産 (円)	101.44	108.45	125.77	85.37

- (注) 1. 第2期は決算期の変更により2021年7月1日から2021年10月31日までの4ヶ月間となっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり純利益又は1株当たり純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社旺司ライフワークは、当社代表取締役である永江榮司が保有する資産管理会社であります。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 IBIS 東海	30,000	100.0	就労継続支援 B 型事業
株式会社 HUG アイビス	9,900	100.0	施設外作業所事業

株式会社関東 IBIS	9,900	100.0	就労継続支援 B 型事業
株式会社九州 IBIS	9,900	100.0	就労継続支援 B 型事業

- (注) 1. 当社は、2024 年 4 月 30 日付で、株式会社 ICS 名古屋の全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2. 2024 年 10 月 16 日付で、株式会社九州 IBIS を設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 関係法令の遵守

当社グループの就労継続支援 B 型事業及び関連する障害福祉事業では、障害者総合支援法をはじめとした関係法令に基づいたサービス提供を行うことから、事業の継続的な運営には関係法令の遵守が前提となります。そのため、当該関係法令の遵守が重要課題であると認識しております。当社グループは今後の関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、内部管理体制の拡充や社員教育、研修等によるコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

##### ② 人材確保と人材育成

当社グループの就労継続支援 B 型事業及び関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社グループの事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。そのため、社員それぞれの働き方に合った多様なキャリアパスや人事制度を整備するとともに、育成や定着のため、入社時の社員研修の強化、システム導入による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

##### ③ 就労継続支援 B 型事業を中心とした関連障害福祉事業における提供サービスの質の向上

当社グループの就労継続支援 B 型事業及び関連する障害福祉事業において、お客様や利用者の就労ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。当社グループでは、アイビスルールブックを制定し、日々のアップデートを通じて、従業員の行動指針や施設での規則を定めることで、提供サービスの質の向上を図っております。そのため、ルールブックの改良とその内容を全社的に周知する活動を継続するとともに、外部講師による勉強会や研修制度の充実等を継続的に実施することで、お客様や利用者に提供するサービスの質の向上を実施してまいります。

##### ④ 収益源の多角化

第 5 期会計年度における就労継続支援 B 型事業、グループホーム事業の当社グループ売りに占める割合は 91.7%であり、障害者総合支援法に基づく事業の売りが売上構成比のほぼ全てを占めていることは、日本政府の障害福祉政策の動向に大きく影響を受けるビジネスモデルであり、短期的には障害福祉政策の影響を受ける可能

性があります。当面は、就労継続支援 B 型事業及び関連する障害福祉事業の成長を目指しますが、一方で利用者のニーズが多様化すれば、就労継続支援 B 型事業に限定せず、中長期的には、新規事業の拡大等による収益源の多角化を進めていく可能性があります。

⑤ 事業資金の確保

障害福祉事業は、事業施設の増設に関して多額の資金が必要であり、当社グループはこれらの事業資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当社グループの成長のためには、今後も安定的な事業資金の確保が課題であると認識しております。その課題に対処するために、事業の成長に伴う信用力の増加を活かし、資金調達の多様化を図るとともに、中長期的な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

障害者総合支援法における就労継続支援 B 型事業を営む株式会社 IBIS 東海及び株式会社関東 IBIS、株式会社九州 IBIS、施設外作業所の管理・運営を営む株式会社 HUG アイビスを子会社に持つ持株会社として運営しております。

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況

① 主要な事業所

本社：東京都千代田区外神田二丁目 15 番 12 号

名古屋本部：愛知県名古屋市東区泉二丁目 27 番 14 号

② 従業員の状況（2024 年 10 月 31 日現在）

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
5 名（変動なし）	45.2 歳	1 年 11 ヶ月

(7) 主要な借入先（2024 年 10 月 31 日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三十三銀行	41,660
株式会社名古屋銀行	25,835
株式会社三井住友銀行	9,762
株式会社 IBIS 東海	30,000

(8) その他当該株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議、運用状況の概要

定めはありません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

定めはありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年10月31日)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永江 榮司	株式会社旺司ライフワーク 代表取締役
取締役	加藤 咲江	株式会社 IBIS 東海 代表取締役 株式会社関東 IBIS 代表取締役 株式会社九州 IBIS 代表取締役
取締役管理部長	猪田 寛生	株式会社 HUG アイビス 取締役
取締役	坂井 朗	株式会社 Lcode COO 株式会社トリート 代表取締役 株式会社 El Dorado 取締役 合同会社グラン 代表社員
常勤監査役	夏目 勝博	株式会社 IBIS 東海 監査役 株式会社 HUG アイビス 監査役
監査役	岩田 修一	岩田法律事務所 代表 株式会社ひかりホールディングス 監査役
監査役	堀田 崇	つま法律事務所 代表 株式会社 LOVELEDGE 代表取締役 高浜工業株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 坂井朗氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 岩田修一氏及び堀田崇氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 夏目勝博氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 2024年1月30日開催の第4期定時株主総会において、岩田修一氏及び堀田崇氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 坂井朗氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	13,800 (1,200)	13,800 (1,200)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	6,300 (1,800)	6,300 (1,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	20,100 (3,000)	20,100 (3,000)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。
4. 当社は、取締役2名、社外取締役1名、社外監査役2名から構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役会より、役員報酬の改定等について指名報酬諮問委員会に諮問し、答申を受け、取締役会にて個別報酬を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係

取締役 坂井朗氏は、株式会社LcodeのCOO、株式会社トリートの代表取締役、株式会社El Doradoの取締役、合同会社グランの代表社員であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役 岩田修一氏は、岩田法律事務所の代表、株式会社ひかりホールディングスの監査役であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役 堀田崇氏は、つま法律事務所の代表、株式会社LOVELEDGEの代表取締役、高浜工業株式会社の監査役であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	坂井 朗	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に豊富な経営者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。

監査役	岩田 修一	当事業年度に開催された監査役就任後の取締役会 10 回のすべてに、また、監査役会 10 回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。
監査役	堀田 崇	当事業年度に開催された監査役就任後の取締役会 10 回のうち 9 回に、また、監査役会 10 回のうち 9 回に出席いたしました。主に豊富な経営者および弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会社の株式に関する事項 (2024年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,596,000 株

(2) 発行済み株式の総数 899,000 株

(3) 株主数 3 名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社旺司ライフワーク	888,000 株	98.7%
桂新堂株式会社	10,000 株	1.1%
アクアプレコン株式会社	1,000 株	0.1%

(注) 持株比率は、小数点第 2 位を切り捨てて表示しております。

## 6. 親会社等との取引

該当事項はありません。

## 貸借対照表

( 2024年10月31日現在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>68,571</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>58,158</b>
現金及び預金	39,458	1年内返済予定の長期借入金	21,432
立替金	24,096	未払金	21,616
未収入金	978	未払費用	63
前払費用	4,037	未払法人税等	7,559
<b>固 定 資 産</b>	<b>156,249</b>	未払消費税等	3,486
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>55,286</b>	前受収益	2,211
建物附属設備	26,346	預り金	1,393
車両運搬具	4,984	賞与引当金	396
工具器具備品	2,881	<b>固 定 負 債</b>	<b>89,915</b>
土地	18,286	長期借入金	85,825
建設仮勘定	2,788	預り保証金	1,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,543</b>	資産除去債務	3,090
ソフトウェア	3,543	<b>負 債 合 計</b>	<b>148,073</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>97,419</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	61,900	<b>株 主 資 本</b>	<b>76,747</b>
長期貸付金	80,000	<b>資 本 金</b>	<b>49,900</b>
長期前払費用	681	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>40,000</b>
差入保証金	16,251	資本準備金	40,000
繰延税金資産	1,768	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△13,152</b>
リサイクル預託金	8	その他利益剰余金	△13,152
貸倒引当金	△63,190	繰越利益剰余金	△13,152
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>76,747</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>224,820</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>224,820</b>

# 損 益 計 算 書

( 2023年11月1日から  
2024年10月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>売 上 高</b>		<b>154,390</b>
役務収益	154,390	
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>154,390</b>
販売費及び一般管理費		113,800
<b>営 業 利 益</b>		<b>40,589</b>
営業外収益		
受取利息	703	
貸貸収入	11,871	
不動産収入	3,990	
補助金収入	327	
雑収入	0	16,893
営業外費用		
支払利息	799	
貸貸原価	9,920	
雑損失	0	10,719
<b>経 常 利 益</b>		<b>46,762</b>
特別損失		
子会社株式評価損	9,899	
貸倒引当金繰入額	63,190	73,090
<b>税引前当期純損失</b>		<b>26,328</b>
法人税、住民税及び事業税	10,652	
法人税等調整額	△661	9,991
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>36,319</b>

## 株主資本等変動計算書

( 2023年11月1日から  
2024年10月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	49,900	40,000	23,166	113,066	113,066
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益			△36,319	△36,319	△36,319
事業年度中の変動額合計	—	—	△36,319	△36,319	△36,319
当 期 末 残 高	49,900	40,000	△13,152	76,747	76,747

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 定額法 5年～15年

車両運搬具 定率法 2年～6年

工具器具備品 定率法 3年～5年

取得価額10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として、3年間で均等償却しております。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に持株会社として子会社の経営管理及びそれに附帯する業務を行っており、契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として識別しております。収益は、主に子会社からの経営管理手数料となります。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,264 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	23,723 千円
長期金銭債権	80,000 千円
短期金銭債務	12,673 千円
長期金銭債務	30,000 千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

    売上高 147,250 千円

営業取引以外の取引による取引高

    受取利息 690 千円

    不動産収入 3,440 千円

    賃貸収入 10,702 千円

    業務委託費 30 千円

    支払利息 60 千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	899,000 株

(2) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	765
賞与引当金	132
未払金	684
未払費用	21
資産除去債務	1,037
減価償却超過額	39
繰延税金資産合計	<u>2,680</u>
繰延税金負債	
除去債務対応固定資産	<u>△912</u>
繰延税金負債合計	<u>△912</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,768</u>

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金または設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

イ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	16,251	15,896	355
資産計	16,251	15,896	355

「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	61,900

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	15,896	—	15,896
資産計	—	15,896	—	15,896

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 IBIS 東海	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営管理料 受取 (注1)	144,250	売掛金	—
				資金の借入 (注2)	30,000	長期借入金	30,000
子会社	株式会社 HUG アイビ ス	直接 100%	経営管理等	経費立替	15,690	立替金	20,095
				資金の貸付 (注2)	60,000	長期貸付 金	80,000
子会社	株式会社 九州 IBIS	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	資本金の未 払	9,900	未払金	9,900
関連会社	株式会社 スマイルラ イフ	直接 44.4%	経営管理等	固定資産購 入 (注3)	28,453	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料の受取に関する契約に基づき、合理的に決定しております。  
 2. 金銭消費貸借契約に基づき、合理的に決定しております。  
 3. 課税明細書における評価額に基づき、決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	85円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	△40円40銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

**株式会社アイビスホールディングス**  
**第1回新株予約権（無償ストック・オプション）**  
**発行要項**

1. 本新株予約権の名称  
株式会社アイビスホールディングス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間又は申込期日  
2025年3月14日
3. 割当日  
2025年3月15日
4. 募集の方法  
第三者割当ての方法により本新株予約権を割り当てる。
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
6. 本新株予約権の総数  
500個
7. 各本新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金1,300円とする。
9. 行使価額の調整
  - (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。  
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$
  - (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式

の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

#### 10. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

#### 11. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、3,600万円を超えてはならない。

#### 12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

#### 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 5 項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 8 項及び第 9 項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 10 項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第 10 項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

第 11 項に準じて決定する。

### (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項に準じて決定する。

### (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

### (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 14 項に準じて決定する。

### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19. その他

(1) 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

20. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数

当社取締役1名に対し、500個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ提出時【割当契約書に添付する際は、「本新株予約権発行時」】の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員が協議して監査した結果、全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を受けるほか子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、監査法人が行った会計監査に関する報告を求めると共に、必要に応じて監査法人の監査に立会い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年1月6日

株式会社アイビスホールディングス 監査役会

常勤監査役 夏 日 勝 博 ㊟

社外監査役 岩 田 修 一 ㊟

社外監査役 堀 田 崇 ㊟

以 上